

## 第3回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金) 午後1時00分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第16号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第17号 農地移動適正化あっせん委員の変更について

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地改良届出について

議案第22号 非農地証明願について

議案第23号 糸島市農業経営改善計画の認定に伴う意見聴取について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画

の決定について（所有権移転）

議案第25号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

議案第26号 糸島市学校給食地産地消推進会議委員の選出について

その他

- 1) 新規就農者ヒアリング資料
- 2) 農地移動適正化あっせん申出てん末届について（報告）
- 3) 農地対策委員会A班報告について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 農業経営改善計画認定申請者一覧表（4月認定分の資料）
- 6) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局	<p>西原職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。 引き続き、西原職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。</p>
職務代理人	<p>皆さん、こんにちは。元号が平成から令和へ変わったということで初めての総会ということになります。心も気分も一新してまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>ただいまより第3回糸島市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は原田委員が遅れられるということですので、本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくお願ひいたします。</p> <p><b>【農業委員会憲章唱和】</b></p>
事務局	<p>内野会長の議長挨拶をお願ひいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願ひいたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>議事録署名人の指名をいたします。平野利延委員と中原誠也委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。どうぞ。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第16号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願ひいたします。</p> <p>それでは、内容のほうを説明させていただきます。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて説明】</b></p> <p>まず、場所についてですけれども、受付番号1番なんですけど、3ページのほうをご覧くださいと思います。農地の所在につきましては県道船越前原線の東小金丸バス停から70メートルほど北側でございます。</p> <p>続きまして、2-1の櫻井の[ ]番ですけれども、場所につきましては5ページをお願ひいたします。こちらにつきましては櫻井郵便局から約180メートル北東側でございます。あわせて2-2番についてもつながっておりますので、同じく北東側にあるというところなんです。つながって</p>

おるところでございます。

受付番号3番につきましては7ページをお願いいたします。こちらにつきましては有坂溜池から70メートルほど北東でございます。

受付番号3番につきましては議案書の88ページをお願いしたいんですけども、こちらにつきましては28年2月の総会で1度譲受候補者のほうを選定していただいておりますけれども、譲受候補者の購入の意思がないということで今回新たな譲受候補者の選定を受けるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

受付番号1番の志摩小金丸につきましては、あっせん推進委員さんを小川俊治委員、水上武久委員、吉村明信委員、農業委員のあっせん委員を平野利延委員、藤嶋政秀委員、松尾幸子委員をお願いいたします。

続きまして、受付番号2-1と2-2を、あっせん推進委員を山本種実委員、あっせん農業委員を原田正成委員、平野利延委員をお願いいたします。

受付番号3番の三雲は、あっせん推進委員さんを大原慎治委員、笠正則委員、あっせん農業委員を井上孝治委員、三苫幹治委員をお願いしたいと思っております。

しばらく時間をとりますので、譲受候補者の選定をお願いいたします。

(休 憩)

議 長

再開します。それでは、譲受候補者の氏名をどうぞ。

推進委員

受付番号1番の譲受候補者は、          さんと          さんです。

議 長

それでは、続きまして受付番号2-1、2-2番をお願いいたします。

推進委員

受付番号2-1番、2-2番の譲受候補者は、          さんです。

議 長

それでは、続きまして受付番号3番をお願いいたします。

推進委員

受付番号3番の譲受候補者は、          さんです。

議 長

以上、譲受候補者が出ております。もう一度確認のために事務局より発表をお願いいたします。

事務局

それでは、確認をさせていただきます。

受付番号1番ですが、あっせん委員の推進委員のほうが小川俊治委員、水上武久委員、吉村明信委員、あっせん委員の農業委員さんが平野利延委員、藤嶋政秀委員、松尾幸子委員、譲受候補者が■■■■と■■■■さん。

受付番号2-1と2-2ですけれども、あっせん委員の推進委員のほうが山本種実委員、あっせん委員の農業委員さんの分が原田正成委員、平野利延委員、譲受候補者は■■■■さんです。

受付番号3番、あっせん委員の推進委員のほうですが、大原慎治委員、笠正則委員、農業委員さんのほうですが、井上孝治委員、三苦幹治委員です。譲受候補者は■■■■さん。

以上でございます。

議 長

それでは、譲受候補者あっせんの成立に向けてよろしく願いいたします。

議 長

では、次の審議に移ります。どうぞ。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第17号「農地移動適正化あっせん委員の変更について」でございます。

内容のほうを説明いたしますが、平成31年3月31日をもって糸島市農業委員さんの任期が満了しました。同年4月1日から新しい体制となりましたけれども、このことに伴いまして、別紙のあっせん申出一覧に掲載の物件について新たな委員の選定を求めるものでございます。

こちら横とじで準備しておりますが、別冊のほうをご用意をお願いいたします。（発言する者あり）

ご用意いただけましたでしょうか。こちらの分につきましては各校区ごとで一覧表を設けております。こちらにつきましては各地区ごとで以前あっせんの申し出を受けて、まだあっせんが調べていない方の申出一覧となっております。

あっせん委員、推進委員の欄につきましては既に記載をしておりますが、こちらにつきましては内野会長に指名の協議をいただいた中で、推進委員、あっせん委員の選任案として資料として準備しております。こちらについてご審議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長

ただいま説明がありましたように、私と事務局と打ち合わせをしながら、まずは、新任の委員さんが1人おられるところを先輩の人たちに入っ

てもらおうというような格好で、雷山地区においては怡土のほうと長糸のほうの委員さんにかなり迷惑をかけるかなと思っております。また、波多江のほうにつきましても井上孝治委員を重点に持ってきております。

自分のところを見て、これはなと思われるようなところがありましたら、どうぞ。（「質問いいですか」と呼ぶ者あり）はい。

5 番 5番中園ですけど、私のところが11ページにあるんですけど、26年9月の申し込みということですけど、これは期限というのは別にないんですか。

議 長 事務局。

事務局 あっせんの申し出につきましては内規を設けておりまして、基本、あっせん申し出から5年というところが期限でございますが、5年を過ぎた分については事務局のほうであっせん譲り渡す意向確認を行っております。その中で継続して行いたいという部分についてはずっと継続して残るような形になっております。基本的には5年ですが、申出者の意向によっては5年以上となるケースがございます。以上でございます。

5 番 わかりました。

議 長 ほかにありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 意見がなかったら、採決とってよろしいでしょうか。採決に移ります。  
今、あっせん申し出の委員の変更ということで提出されました。これにつきまして賛成される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ということで、またなかなか難しいとは思いますが、あっせんに向けてよろしくをお願いいたします。

議 長 次の議事に移ります。事務局。

事務局 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、番号1番から行きたいと思っております。三坂勝弥委員、報告をお願いします。

13番 番号1について説明いたします。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

以上です。

議長 続きまして、番号2番につきまして奥委員。

15番 受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

議長 続きまして、受付番号3番、4番、5番について、井上孝治委員。

19番 19番井上です。受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、番号6番につきまして、西原職務代理者。

職務代理者 受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて提案】**

これは住宅に付属する農地の売買です。よろしくお願いいたします。

議長

番号4番と5番につきまして、[ ]さんにつきましては新規就農者でありますので、第1調査部会で面談をしております。報告をよろしくお願いいたします。

調査部会長(10番)

新規就農のヒアリングをしましたので、報告します。

申請者の住所は[ ]。氏名[ ]さん。69歳です。

今、福岡市のほうでシイタケを栽培されてありますけど、そこが砂防ダムか何かにかかって向こうでできなくなったもので、土地を探して糸島のほうでシイタケとか、ラッキョウとか、ミョウガをつくりたい。NPO法人で、閉じこもりの大人の人が結構おらっしゃですね、その人たちに農業を通して地域になじんでほしいということです。お金を持ってありますので、法人としては十分経営的には成り立っていくそうです。1人目は[ ]さんですね。

もう一人目は[ ]さん、さっきの人ですけど、82ページです、申請者の住所が[ ]、氏名が[ ]さん、64歳。

経営予定地が今さっき3条でありました宅地と一緒にあります。今、糟屋郡に住んでありますけど、定年を期に糸島のほうに移って農業をしながら老後を楽しみたいということです。農業は初心者ですので、職務代理者に習いながら(発言する者あり)言いんしゃったですよ。(「まだ会うたこともなか」と呼ぶ者あり)[ ]さんが言いよんしゃったです。だけん、よろしくお願いいたしますと言いよらす。そんなふうにおっしゃいました。だけん、職務代理者がその土地の上に農地を持ってありますので、ちゃんとつくってありますので、(「今はないよ」と言う者あり)だけん、そっちと相談しながら農地を荒らされんようにつくっていくそうです。

以上、報告を終わります。

議長

それでは、農地法第3条につきまして、事務局。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可につきましては、議案書の10ページでございます7つの審査項目を判断材料として審議をしていただくこととなります。こちらの7つの審査項目のうち1つでも「はい」がついてしまいますと、原則許可できないこととなっております。

この中で6番につきまして、5項目ですかね、「はい」というところに丸がついておりますけれども、先ほどもありましたように、この東の

ところにつきましては住宅に付属する農地の指定申請を先月の総会で指定した農地についてご購入という申請が上がっている。この住宅付属の農地の指定申請を受けた農地につきましては、経営面積の特例の制限を受ける農地になりますので、こちらにつきましては下限面積の特例により問題ないということになります。

以上、書類上の判断では全ての申請において許可相当であると言えます。以上でございます。

議 長 　　ただいま報告がありました第3条につきまして1番から6番まで、意見、質問がありましたら、どうぞ。丸山委員。

6 番 　　6番丸山です。4番の■■■さんのところなんですけれども、先ほどあっせんさんのほうで同じ住所で■■■さんから今決まった■■■さんのほうにあっせんがと言われましたけど、ここは賃借権になっていますけど、賃借をしたままであっせんがこの状態に出ているということですか。

議 長 　　事務局。

事務局 　　あっせんの候補の分で上がっておりますが、あっせんが成立するにつきましては譲受候補者として申し出の際に指定した人しか当然できませんので、今回、流れ的にはこの■■■さんのほうが借りてあるという申請が先だったんだろうと思います。この分について進めてはどうかというところで候補者名簿に上がったのかなと思われます。なので、あっせんはあっせん、権利の設定は権利の設定で別物ということでの考えではございますので、よろしくお願いいたします。（「関連して」と呼ぶ者あり）

議 長 　　井上孝治委員。

19番 　　19番井上です。この件に関しましては、当初、あっせんを話を進めとったわけですが、今、■■■さんのとをつくってある方がもう田植えの準備、そこも計画面積に入れてあるそうですので、10月まではつくらせてほしいということですので、もちろん3条で賃借権の申請をされてある方なんですけど、それで当分の間は新規就農で5反以上の要件が要りますので、そういうことで今回は賃借権の設定ということになっております。以上です。

議 長 　　ほかにありましたら。職務代理者。

職務代理者 　　2番西原です。またこれも同じ分ですけど、賃借権の設定をした中でこ

ういうあっせんの部分の譲受候補者になる部分で、1名だけというとはもう話のできよるような部分ですから、ちょっとまずいっちゃんいかなと思うとですけど。

議 長 事務局、これはどう考えるな。貸借で持っていくのか。事務局。

事務局 さっき丸山委員の質問のほうでもお答えしたように、あっせんの譲受候補者を複数でないという考えには至らないかと思えます。借り手の申請を説明されて、借りるとやったら、売買のほうでも調整してみたいというところでの登録だという提案でしたので、複数名とか1人ではという部分ではちょっと該当してこないのではないかなと思っております。以上です。

議 長 西原職務代理人。

職務代理人 ということは、もう既に話が決まっとうような状態であっせんということは成立せんぢやないですか。

事務局 借りている方、実際ほかのところもそうですけれども、譲受候補者の選定の仕方としては、まず、今回の場所に限らずですけれども、申出地の近くで耕作をしてある方、もしくは実際借りてつくってある方に調整を進めるというケースはありますので、それが決まったら、せんかということには直結しないかと考えております。

議 長 そういったふうで、直接決まったふうではないというふうな説明ですが、よろしいでしょうか。

職務代理人 僕たちが納得しときゃ、結局税務署があれやけんね。

議 長 磯部委員。

11番 11番磯部ですけど、今の説明、あっせんの売買、ちょっと不確かやから、後日、あっせん売買については、耕作者を1番、2番を隣接者、3番を他からとか、いろいろあろうけど、基準としてはどうなのかということをおっせん委員さんにはもう一度周知していただいたほうがいいかと思えます。これは後日でいいです。

議 長 じゃ、そういうふうでもう一回あれして……。

事務局      もう一度、あっせん要領というのがありますので、こちらの配付を現委員さんのほうには配付しておりませんので、次回、配付したいと思います。あっせん要領の中には優先順位、今、磯部委員がおっしゃったように、優先順位のほうの記載もございますので、あわせて次回の総会までには皆さんにご配付したいと考えております。以上です。

議 長      どっちみち今日、推進委員のときもあっせん売買についての進め方とかならば研修するとやけん、そういった中でも出てくるんじゃないかな。そこまでは今日は入らん。

事務局      資料なしで……。

議 長      今日の推進委員会議もあっせん売買につきましたの仕方といいますか、そういったものをお願いしておりますので……。

11番      それは承知していますから、それを今の説明をされるんですか、今日、その中で。時間がないなら、後日、これが早く終わったときとかにされてもいいじゃないですか。今日されるなら、一緒でもいいですけど。

事務局      それじゃ、今日、開催時間等もありまして、会長から出ましたように、推進会議の分については、当面の役割ということで口頭にて説明を考えておりましたので、特段、今、出た要項の分についてはちょっと準備……

11番      文書がいいと思います。

事務局      また、ご指摘ありましたように、既にあっせんのほうが始まっておりますので、要領等とあわせて内規の配付をしたいと思います。

議 長      それでは、よろしく願いいたします。  
ほかに意見、質問がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長      それでは、4番の■■■■■さんを除いて、1、2、3、5、6番につきて、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長      多数ですね。

それでは、今、問題になりました4番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長

14ということで過半数に達しておりますので、許可ということにいたします。

議 長

それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会が今月は担当しております。第1調査部会より報告をお願いいたします。

調査部会長(10番)

議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

15ページの地図と現地調査説明資料という資料の1ページと2ページをお願いします。

申請地は志登神社から440メートルほどの北側の農地で、堆肥が置かれ作付の準備をされておりました。現状では水はけが悪いため、道路の高さまで造成し、造成後はブロッコリーや白菜を作付される計画です。

農地の区分は農振農用地ですが、一時的な農地の転用のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では許可相当と判断しております。

以上、報告を終わります。

議 長

事務局。

事務局

農地法第4条第1項の規定の許可申請につきましては、13ページをお願いいたします。13ページの一般基準と14ページの立地条件等というところ書いている農地区分、これは立地基準になりますけれども、こち

らにより許可の可否を審議していただくこととなります。

まず、13ページのほうの一番上、こちらについては「適当」とか、「該当なし」、また、「見込みあり」となっておりまして、一般基準上は問題がございません。

14ページの立地基準につきましては、今、ご説明がありましたとおり、農振農用地内の農地でございますけれども、一時的な転用行為ということで、基準上、不許可の例外基準に該当しますので、一般基準、立地基準とも書類上の判断では許可相当であると言えます。以上です。

議 長           ただいま第4条につきましての説明がありました。質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長           ないですか。採決に移ります。  
第4条の番号1番、泊の農地改良につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員です。  
1時間程度たちましたので、ここで休憩を10分間とりたいと思います。2時10分から始めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。休憩に移ります。

(休 憩)

議 長           始めたいと思います。

議 長           それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局           議案書の20ページをお願いいたします。  
議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長           それでは、調査部会長よりよろしくをお願いいたします。

議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。  
受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図は22ページにあります。それと、別冊の現地調査説明資料が3ページと4ページにあります。

申請地は片山排水機場から110メートルほど北西側の農地で不耕作でした。申請人は今回の申請地の南側を24年6月に葬祭場の敷地拡張として5条許可を取られております。新たにその北側を職員の駐車場として整備する計画です。

農地区分は第3種農地で、周辺にも農地もなく、特に問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図が27ページ、別冊の現地調査説明資料が5ページと6ページです。

申請地は県道福岡志摩前原線二ツ橋バス停から400メートルほど南西側の田んぼです。排水改良するため、造成し畑とする計画で、造成後は麦やキャベツを作付する計画になっております。造成高についてはため池の近隣で湿気が多く、隣接する農地[ ]番と同様の造成高であるため、やむを得ないと判断しました。

農地の区分は農振農用地ですが、一時的な転用のため、不許可の例外に該当するため、問題ありません。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図は33ページに載っております。それと、現地調査説明資料の7ページと8ページになっています。

申請地は県道芥屋大門公園線と県道福岡志摩前原線の交差点から50メートルほど南側の農地です。農地を取得し、太陽光発電設備を設置する申請です。

農地区分はその他農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見も支障となる意見も出ていないことから、第1調査部会では許可相当と判断しています。

受付番号4番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

地図が37ページに載っております。それと、現地調査説明資料が9ページと10ページに載せております。

申請地は国道202号線と佐波橋の交差点のすぐ横の農地です。個人の住宅建築の申請です。

農地区分はその他農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見も支障となるような意見も出ていません。第1調査部会としては住宅地と隣接地■■■■との境界トラブルがないようにすることを申請人に依頼しており、許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号5番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

41ページに地図が載っております。それと、現地調査説明資料の11ページと12ページもお願いします。

申請地は県道船越前原線志摩中入り口バス停から450メートルほど北側の農地です。申請人の事務所のすぐ南側、下側です。農地を取得し、グループホーム2棟を建築する申請です。申請のグループホームは障害福祉サービス事業の共同生活支援事業施設です。障害のある方が地域で安心して生活できる環境づくりのための施設です。

農地区分は第1種農地ですが、公共性が高いと認められ、事業の用に供される場合は不許可の例外の基準がありました。今回の施設は社会福祉事業の用に供する施設のため、不許可の例外です。周辺農地への影響も問題ありません。

また、関係各課の意見も都市計画法の許可とありますが、開発許可のほうも申請中であり、許可見込みもあることから、第1調査部会としては許可相当と判断しています。

これは平成29年3月に総会で許可相当と審議を受けたんですけど、県の補助金が30年になるということで取り下げしてあった分です。今回は何か自主財源が確保できたため、申請されたということです。

続きまして、受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図は47ページ、現地調査説明資料は13ページと15ページです。

申請地は国道202号線深江橋から300メートルほど北側の農地です。事業拡大のための資材置き場の申請です。

農地区分は第3種農地に該当し、問題はありません。

また、関係各課の意見も支障となる意見も出ていません。

本件は昨年11月の農地対策委員会B班で違反転用の是正指導を行った案件です。実際は生コンで大きな塀をつくってありまして、施設を撤去することができません。だけん、必要な手続をとるように指導していただき、てんまつ書も添付されております。ですから、第1調査部会としては許可相当ということで判断しております。以上、報告を終わります。

議 長

事務局。

事務局

農地法第5条の許可申請につきましては、議案書の13ページに記載しております一般基準と今回20ページ、21ページに立地基準と書いておられる立地基準で判断することになります。

13ページの基準ですけれども、「適当」とか、「該当なし」とか、「見込みあり」となっておりまして、一般基準上は問題がございません。

20ページを見ていただきまして、受付番号1番につきましては第3種農地ということで原則許可できるところでございます。

2番目につきましては農振農用地ということですが、一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当します。

3番につきましてはその他農地ということで、こちらのほうも原則許可できるところでございます。

4番につきましてもその他農地ということで同様です。

5番につきましては第1種農地でございますけれども、先ほど説明がございましたとおり、公共性が高い事業、いわゆる土地収用法3条に規定する事業の用に供する場合につきましては不許可の例外という規定に該当しておりますので、こちらについても立地基準をクリアしていると言えます。

6番の農地区分につきましては第3種農地となっております。一般基準、立地基準、いずれについても許可相当であると言えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。今、第1調査部会より説明がありました。6番につきましては違反転用ということで昨年指導をしたわけですが、大きなコンクリートで塀をしてありまして、これを農地に戻せということがちょっと不可能であります。それで、県のほうからも5条の申請を早く出せということで手続をとってくれということで指導もあっておりましたので、てんまつ書も農業委員会に出しておりますので、仕方がないのかなというふうには思っております。

それでは、5条につきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。中園委員。

5 番

5番中園です。先ほど委員長から話はされて大体わかったんですけど、6番ですけど、事前着手で、てんまつ書というのはどこに出されたのかということと、指導というのはどういう指導をされたのか。その2点を確認させてください。

議 長

事務局。

事務局

まず、てんまつ書につきましては、この現地調査説明資料の15ページに記載しております。農地転用の許可権者につきましては、非線引き区域でございますので、農地転用許可自体は県知事でございます。申請につきましては農業委員会経由で県に進達するという流れです。てんまつ書につきましては、県知事宛て、農業委員長宛てということで提出されております。

一般的な指導ということで、今回この部分に関しては今年の11月のほうで農地対策のほうで行ったんですけど、その前に農地利用状況調査のときに壁が建っておるところで、うちのほうもとめにやいかなんかというところでB班で見に行ったわけですが、写真であるとおりに、農地への復元というところ、基本的には原状復旧を指導するわけですが、この中で原状復旧については困難ではないかという判断もあったというところと、もう一つ、県のほうと指導を仰ぐわけですが、結局、手続をすぐ行ってもらえれば、許可手続を行ってくれという指導もございますので、原状復旧が原則的な指導ですが、ちょっとやむを得ない状況とか、現地の状況を見て、指導のほうについては県に相談しながら方向性を決めております。今回のどういう指導だったかという部分につきましては、現地が立派にでき上がってしまっておりましたので、早急な手続をとるという内容での指導でございます。以上です。

議 長

よろしいですか。

井上委員。

19番 19番井上です。関連してですが、今、字図を見てもわかりにくいんですが、昨年、B班で見に行ったときは資材置き場が張り出たような状態があったんですが、今回の5条の申請というとは張り出た部分だけですか。隣が空き地みたいな感じであったんですが、そこまでの用地でしょうか。

調査部会長(10番) 前のままです。

19番 前のまま。違反転用の部分だけをということですか。はい、わかりました。

議長 ほかにありましたら。職務代理。

職務代理者 2番西原です。こういう部分で事前着工した部分は大体許可が出るまではその使用を禁止するという部分を今までやってきとったわけですけど、ここはそのまま利用しながら許可を出すんでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、確かに工事の途中とかというケースについては工事をストップさせて、許可が出たら、着手というところで指導してきております。今回、完全にでき上がとったという部分もありまして、申請のほうを進めて早急に手続というところでの指導でとどまっていたかと思いません。以上です。

議長 ほかにありましたら、どうぞ。藤嶋委員。

7番 7番藤嶋ですけど、ちょっと参考にお聞きしたいんですけど、受付番号5番ですね。台帳地目は山林、現状は畑という判断で対応ということですね。

議長 事務局。

事務局 今おっしゃったように、農地法の規定による農地という定義につきましては、台帳地目にこだわらずという部分がございます、現況既に農地として作付、いわゆる肥培管理をして作物を収穫するという部分につきましては現況主義だという考え方がございます。こちらの現地につきましても写真でもございますとおり、きれいにつくっていた、畑地として造成されていたところですので、当然現況主義から考えますと、農地台帳、農地法の適用を受ける物件ということになります。

ただ、台帳地目が逆に田とか畑とかの分につきましては、当然、もともとが山林の場合であれば、開墾して農地造成というのは考えられるんですけれども、基本田畑であれば、農地の適正管理というところに触れてきますので、こちらについても当然農地法の適用が言ってくるというところで現地を農地のほうに復旧という指導を入れて活用していただくということになるかと思えます。以上です。

議 長           ほかにありましたら。（「もう一ついいですか」と呼ぶ者あり）5番中園委員。

5 番           先ほど6番の件ですけど、こういったときには農業委員には何も案内とかなんかあるじゃないですか。

議 長           5条に関してはないです。4条、5条はないです。農業委員では、はい、磯部委員。

11番           磯部ですけど、■■■■さんから以前に■■■■に貸してあるわけで、もう何年か前に何もしない状態のときに、畑地のときにうちに相談がありました。だから、それをするなら、畑地だから、農業委員会に届けを出さなきゃかんよ、■■■■のほうの担当者にきちっと農業委員会に許可を出して工事は行ってくださいねという約束をしておりました。しかし、見に行ったときはもう農業委員会に出さんまんま着工してありました。だから、■■■■さんのほうに、あなたはうちに相談に来たとき、5条の許可をきちっと出して申請した後に着工してくださいよという約束でしたよねと言ったら、それが■■■■のほう勝手にしましたというふうないきさつで今回こういうふうになっております。

議 長           ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議 長           それでは、採決に移ります。もう全部一括してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、1番から6番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員です。

議長 それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の50ページをお願いいたします。  
議案第21号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたします。また、あわせて監督委員の選任をお願いいたします。

議長 それでは、議案第21号の農地改良届について調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長(10番) 議案第21号「農地改良届出について」。  
届け出番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図が51ページから、別添に16ページから17ページにあります。

期間が短いですが、場所はあるよりよくないところで、だけん、湿気があって、だけん、造成してナスとかズッキーニをつくりたいということでした。

15番 済みません。15番の奥です。さっき贈与とのことで娘さんのほうに贈与があって、申請のほうは■君ということで旦那のほうの名前で出てきとうですが、これはよかったんですかね。11ページ。

議長 贈与で娘さんの名前ですとって、旦那の名前で申請が出とうけど、事務局。

事務局 確認です。■■■さんが3条の譲受人で、■■■さんが■■■さんご夫婦でよろしいですね。こちらにつきましては世帯の考え方ということで、ご夫婦、親子関係につきましては、同じ経営という中でそれぞれの申請といえますか、つくる方が申請されてもいいですし、地権者の方が申請されてもいいという状況ではございます。以上です。

15番 わかりました。

議長 ほかに意見、質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

採決に移ります。  
農地改良につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで、それでは、監督委員を奥委員よろしくをお願いいたします。

議 長

次の審議に移ります。

事務局

議案書の55ページをお願いいたします。  
議案第22号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

非農地証明につきまして調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部長(10番)

議案第22号「非農地証明願について」。  
受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図は59ページ、現地調査説明資料の18ページと19ページをお願いいたします。

申請地は長石神社の東側にありました。現地は急傾斜地で、5メートルほどの高低差があり、杉が植わっており、農地への復元が困難な場所でありました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しております。

受付番号2番です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図は61ページに載っております。それと、現地調査説明資料の20ページと21ページをお願いいたします。

申請地は旧大門駐在所から25メートルほど北側の畑です。現地は■■■■の宅地の一部となっており、雑木も枯れ、宅地のブロックで囲まれていました。昭和36年2月に住宅が建てられたことが確認でき、建物敷地として20年以上は経過しています。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、調査部会では認定相当と判断しています。

受付番号3。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図が63ページに載っております。現地調査説明資料が22ページと23ページに載っております。

申請地は県道福岡志摩前原線大口橋から150メートルほど北西側の農地です。現地は作付もなく荒廃農地ではありましたが、大きな雑木もなく、農地への復元は困難とは認められません。

第1調査部会では非認定相当と判断しています。

なお、申請人の願い出理由では、自分では耕作することはできないということが記載されておりますので、申請人もされてはいますが、地元の農業委員と推進委員の協力のもと、農地の利用者を探していただきたいと思っております。

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図が65ページに載っております。現地調査説明資料の24ページと25ページもお願いします。

申請地は県道桜井太郎丸線伊牟田信号から35メートルほど北側の畑です。現地は不耕作地で、道路と道路に挟まれ、周囲には農地がなく、孤立している状況でした。南側の農地転用の残地で農地への復元での継続は困難と認められました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

地図が67ページに載っております。現地調査説明資料も26ページと27ページに載っております。

申請地は4番の申請地から550メートル北側の県道桜井太郎丸線沿いでした。これも耕作地ではありませんでした。また、土地も県道に挟まれ、両方とも県の所有地で農地に復元するのは困難と認められたため、第1調査部会では認定相当と判断しております。これは最初は非認定としていましたが、よく所有者を確認したところ、両方とも所有者が県でありましたので、認定相当としております。

受付番号6番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

地図が69ページに載っております。現地調査説明資料が28ページと29ページもごらんください。

申請地は百田溜池から440メートルほど南側にありました。現地は雑木が生い茂り山林化しており、農地への復元は困難であると認められました。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号7番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

地図が71ページに載っております。現地調査説明資料が30ページと31ページに載っております。

申請地は百田溜池から南側につながっておりました。■■■■番につきましては雑木が生い茂り山林化しており、農地への復元は困難であると認められましたが、■■■■番は不耕作ではありましたが、雑木もなく、平たんな土地であり、農地への復元が困難であるとは認められませんでした。

このようなことから、第1調査部会では■■■■番は認定相当、■■■■番は非認定相当と判断しております。

続きまして、受付番号8番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

これは73ページに地図が載っております。それと、32ページと33ページであります。

これは男女共同参画センターラポールの南側で駐車場です。現地は駐

車場として使用されておりました。昭和41年に申請人の先代が農地法第4条の転用許可を受けて現在に至ったと思われま。平成11年1月の名寄帳で宅地課税であることが確認できました。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第1調査部会では認定相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議長

今、非農地証明につきまして報告がありました。

まず、番号5番の櫻井、初めは非認定相当としておりました。これは初めに県道の下段も全部田んぼ続きというふうを考えとったんですけれども、その畑と田んぼの間といいますか、そこが県の所有地になっとりまして、初めはそれを下の人を買ってもらって一緒に耕作をしてほしいという考えで非認定相当ということでやっておりましたけれども、その間に県道が入っているということで、これは4番と一緒に91平米をどうやって今から作り続けなさいというふうにはまたいかんだろうということで認定相当といたしております。そういったことです。

非農地証明について何か意見、質問がありましたら、どうぞ。東司委員。

16番

16番東司です。確認ですけれども、受付番号6番、8筆分の畑ですが、私もこれは現場を見に行っただんですが、それは竹やぶでした。知りたいのは、こういうふうになる前は畑で何をつくってあったか、担当委員、わかるなら、ちょっと説明をお願いします。

議長

原田委員、わかりますか。

18番

定かではないですが、この前、          というんですかね、あそこの開発をしようが、農業委員さんが今度新しくなられたけんというて挨拶に来ました。ですけれども、名前を挙げられたように、          さんと、ここに上がっております          さんのほうの部分申請を今度出しようというふうなことで、あいさつに来られました。そやけん、僕は後で現場も見に行ってきました。ですが、ユンボのかいとを入れて、ばあつとやりようでもんね。そいけん、もともとはあそこもずっとあのあたりはミカンの、基盤整備をずっとやっつたというふうなことを聞いております。          さんはどういうところの中でああいうふうな形をとって、し始めたのかということとはちょっと私も確認しておりませんが、以前はミカンあたりが大半造成をされて、当時は多分500万円ぐらいかけて、今ですれば、やっぱり億ぐらいはかかっつたみたいな話を聞いております。

11番

そして、要は今、          さんがしてあるっちゃろう。

18番            そうですね。だけん、言うことが、結局、あのあたりが■■■■も何かちよっとしとうでしょう、開発というか、■■■■もああやって……

議 長            6番の土地も今度また■■■■さんが何かしんしゃつとですか。

18番            何かですね……

議 長            非農地なら、こっちはあんまり関係はないとばってんが。

18番            ■■■さんとやら、かなり上がやったと思うとですもんね。あの谷間をずっと上側に上がりようごた感じがするけんですね。私も農業委員しとったばってんが、そういうとをどういう取り扱いというか、本人にやかましゅう言うこともできんけんですね。だから……

議 長            農業委員としては非農地証明ですから、これが非農地として認めてくれというふうに申請が来とうけん……

18番            地域的な問題やろうと思う。

議 長            そいけん、ようとそこいら区長さんなりなんなりで行政のほうで見ていただきたいなとは思いますが。  
ほかに何か。丸山委員。

6 番            6番丸山です。5番の櫻井の■■■さんですかね、今、27ページのほうの写真で見ると、確認ですけど、これはもともと駐車場の立て札みたいなのはありますし、駐車場として看板を立ててあるだけの、ここ自体は駐車場としては使っていないということなんですか。

議 長            使ってありません。こっちの矢印の向こう側が駐車場という……

6 番            向こう側の番号何とかのほうがということ。

議 長            ひよっとして、このあたりはまだ県道なんです。（発言する者あり）もうちよっと先、何か棒が立っとうやないですかね、そこのこっち側が畑です。

6 番            それは非認定になるんですか。（発言する者あり）認定されるの。

議長

もう認定。こっちのほう、草を切つてあるところがある、これが県道なんです、こっちが。それで、向こう側の田畑とは一体にはできないということで、あれやったら、一体にして下の人が買い上げて広げて管理してもらえたらということで非認定相当として出しとったんですけども、途中で道があるもんで、どうしてもできないんですよ。それが孤立してしまうもんですから。

事務局

済みません。こちらの5番につきましては実際、今日、臨時の第1調査部会を開催しております。第1調査部会については4月25日に行つて、そのとき意見を取りまとめたまんま議案のほうに掲上になっておりますので、非認定相当という内容で議案書にはしておりますが、今、説明等があったように、申請地の■■■■のすぐ、これ字図上見にくいんですけども、1筆、細長いところが入つておつておると思うんですね。こちらが現地調査説明資料の27ページの写真にあるように、ちょうどこののり面のところが1筆入つとつて、これが■■■■というところで、台帳地目上は田んぼという表示だったので、ここの細長いところも農地、隣の■■■■も農地というところで、調査部会さんと意見取りまとめのときには一体利用というところだったんですけど、よくよくちょっと1筆ずつを確認してみますと、福岡県のほうが道路敷きとして売買しておつたところというところで一体的な利用ができないというところですよ。

今日、資料としまして非農地証明願とか、資料で証明書発行基準というのをつけさせてもらつておりますけれども、こちらの該当してくるのが、まず、2ページの「(4)耕作放棄地のうち」というところで今回の非農地証明の判断基準のときは、第3の(4)の耕作放棄地のうち「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項各号の「農地」に該当する」という、こちらの基準をもって判断基準としております。こちらについては下線が引いてあるように、「平成20年4月15日付け19経営第」というところで、こちらの経営局長通知のほうが、こちらでいうところの5ページ以降に載せております。

この分について、6ページの上から2段目、2番で農業委員会が市町村からというところで、第3の基準に従つて農地に該当するか否かについて農業委員会総会の議決に判断するというところが記載されておまして、隣の7ページの第3の1の2番のほう、一般的にこの上の1番のほう、農地への復元が困難であるというところをもって判断するケースが多いんですけども、今回の場合については2番、1以外の場合であつてというところで、その土地の周囲の状況から見て土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合と、こういう場合につきましても、最初の非農地証明の発行基準(4)のほうに該当するかどうかという判断基準でございますので、本日、第1調査部会のほうでもう

一度意見の取りまとめを行った結果、認定相当だということの意見となりましたので、議案書の部分の差しかえといたしますか、この現地調査説明資料も含めて非認定相当になっておりますが、今回、認定相当の提案がなされたということでございます。以上でございます。

議 長           ほかに意見、質問がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長           ないようでしたら、採決に移ります。一括していいですか。それとも、非認定のところだけは除外して、認定相当のところだけしますか。全部いいですか。

それでは、一括して審議をとります。非農地証明願について認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員です。

議 長           続きまして、次の審議に移ります。

事務局           議案書の75ページをお願いいたします。

議案第23号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。

農業振興課の職員のほうからご説明いたします。

農業振興課       ヒアリングの説明させていただきます。農業振興課の笹川と申します。よろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

今回、認定農業者となるための農業経営改善計画の新規の申請ということで1件の申請が上がっております。こちらの計画の認定について農業委員会のご意見を伺いたいと考えております。

こちら申請者については■■■■さん、井田原に住んでおられます。年齢については23歳、非常に若い農業者です。■■■■さんにつきましては、現在、露地野菜キャベツと水稻で経営をされている農業者で、平成30年に祖父母の農業経営に参画するという形で就農されて、現在、祖父母と一緒に農業経営を行っておられます。

計画では今後水稻の作付面積を若干縮小しましてキャベツの作付面積

を多く拡大していくことで、所得の向上を目指しておられます。また、キャベツの作付面積をふやすに当たっては、機械化や作業の効率化に取り組み、作業内容や肥料、農薬等の使用の数値、収量等データを分析して経営に生かしていきたいという計画となっており、経営改善に向けた内容となっていると考えています。

この計画について認定相当と考えておりますが、ご意見をいただけたらと思っております。

議長

ただいま農業振興課のほうより認定農業者の説明がありました。質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決は要らんとやろう。(発言する者あり)頑張ってください。

議長

それでは、次に移ります。

事務局

議案書の79ページをお願いいたします。

議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」のご審議でございます。

内容について説明させていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、所有権移転の申請でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいま利用集積の書類について説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

2番のこの面積で815万円、どういったあれでこんなに高い。

事務局

この分については3月の総会に推進機構が所有権移転を受ける者ということで、前委員さんの波多江農業委員さんのほうがこの事情のほうを話してあったと思うんですけども、土地がいいというところだったかと思えます。結局、バイパス沿いであって形もいいけんがと、だけん、この分で800万円だというところでの説明で、金額的には高いかとは思いますが

けれども、一応そういう理由で、特に何かあるわけではないなど。農振農用地でございますので、形のいい、福岡市に近い、立地がいいというところでこの価格だったということで波多江委員の記憶がございます。以上でございます。

議 長           ほかに意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長           ないようですので、農地利用集積の承認について承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員です。

議 長           次の審議に移ります。事務局。

事務局          議案書の80ページをお願いいたします。

議案第25号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」です。こちらにつきましてご審議いただくわけですが、こちらの農業委員会事務の実施状況の公表につきましては、28年3月付の農林水産省経営局農地政策課長通知ということで、公表ということで義務づけられております。別紙のほうで内容の説明はいたしたいと思いますが、結局、公表については義務づけられておまして、今回、別紙の内容で、計画、活動の点検、評価の案とか、31年度の活動計画の案を作成しておりますので、今回の総会で議決を求めるものでございます。

それでは、別冊の資料をご準備いただきたいと思いますが、こちら別冊でございます。ボリュームが大きいので、はしょっていきたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

まず、平成30年度の目標及び活動の点検・評価というところで、資料の4ページをお願いしたいと思います。

説明の前にですが、申しわけございません、印刷ミスとか漏れがございますので、先にお話し申し上げます。

4ページの裏のページがページ数を振っておりませんので、申しわけございません、こちらを4-2ページとさせていただきます。次に5と続

いていきます。

それと、申しわけございません。6ページが一番上の1の現状及び課題の表の管内農業地の面積、こちら4,536ヘクタールについてはミスプリントでございまして、4,340ヘクタールが正しい数字でございますので、変更のほうをお願いいたします。

あわせまして、こちらパーセンテージが出ておりますので、こちらにつきましても4.54%から4.74%への訂正をお願いいたします。申しわけございません。

それでは、早速説明させていただきます。

別とじの4ページですけれども、こちらは平成31年3月31日現在の状況ということで、1番の表なんですけれども、耕地面積、経営耕地面積につきましては、2015年センサスとかの結果をそのまま記載している状況です。

次の遊休農地面積につきましては、30年、昨年7月、8月にかけて利用状況調査をしていただいた結果の数値として203ヘクタールというところで記載しております。

農地台帳の面積につきましては、農業委員会のほうが管理しております農家台帳によります農地の面積となります。

こちらにつきましては、上の段、耕地面積、経営耕地面積、ちょっと開きがございますけれども、センサスにつきましてはアンケート形式というところで、こちらの5,701平米という合計のほうがより近い面積ではないかなと思っております。こちらについては農地台帳の登録面積を掲上させてもらっております。

次の行の総農家数とか自給的農家数、こちらにつきましても農業センサスの結果。

真ん中の表につきましても同じでございます。

右の認定農業者からの表につきましては、農業振興課の担当のほうからの資料をもとに記載した数字でございます。認定農業者数が373と、認定新規就農者が現在まで34人、農業生産法人の参入44ということでございます。

2番に移りまして、農業委員会の現在の体制ということですが、うちにつきましては28年度の4月から新体制ということで、下段、新制度に基づく農業委員会のほうに記載してもらっております。農業委員数19人、定数、実数、ともに19でございます。こちらは30年度、新体制前の分ですから、認定農業者が15人、女性農業委員が3名、うち中立委員が1名含んでおりますということで合計19人で記載しております。

ページをめくっていただきまして4-2でございます。

担い手への農地の利用集積・集約化ということでございます。こちらは30年3月、いわゆる29年度末の管内農地の面積については4,34

0ヘクタールということで、これまでの集積面積の実数のほうを記載させてもらっております。

2番の30年度の目標実績ということで、こちらにつきましては4,340ヘクタールの分を35年度までに80%達成しようというところでの目標設定でございます。目標数値が2,364ヘクタールに対しまして、集積実績につきまして2,191ヘクタールというところで達成状況が92.6%ということになっております。

3番の目標の達成に向けた活動というところで記載していると思いますが、活動計画につきましては、6月と11月の利用権設定時期、いわゆる6月、11月につきましては、その2カ月前といいますか、4月末とか9月末までの申し込みの期限がございますけれども、こちらの利用権設定時期に合わせて設定のほうを地権者への周知とかやっていきたいというところで活動計画を立てておりました。

活動実績につきましては、やはりこの時期につきましては利用状況調査の現地調査とか、あわせて耕作放棄地の解消に向けた取り組みという形で、こちらのほうを中心にやっていただいたというところによって、思うように伸びていない部分もあるかと思えます。

4番の目標及び活動に対する評価でございますが、やはりこの集積率に達していない部分につきましては未更新部分もあるのではないかというのが大きな要素ではなかろうかと考えております。

活動に対する評価に対しても、耕作放棄地の解消を目的として活動していた、目標の達成には利用権期間満了後の更新を促す等、地域での周知活動が必要と思われるという内容で記載させてもらっております。

続きまして、5ページでございます。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、1番ですけれども、こちらは27、28、29年度の参入者数の実数を記載しております。この中での課題につきましては、参入者については結構多いわけですが、耕作に着手していない箇所もあるというのが課題でありまして、全て認定新規就農者になる方だけが就農されているわけではない現状があるというところで、こういう課題として掲上させてもらっております。

平成30年度の目標及び実績でございますが、結局、目標にしては8経営体で4.8ヘクタールという目標設定をしておりましたが、参入実績については10経営体、参入面積についても5.3ヘクタールと、達成状況については100を超える状況ではございます。

ただ、上のほうの課題でもありますが、こちらの分、10経営体中、認定新規就農者として進まれている方がお二方いらっしゃるというところと、あとは65歳以上の方もお二方いらっしゃるというところと、新規就農、いわゆる新規就農面談を行って、今回の3条申請でもございましたとおり、面談

を受けた方の数を計上する方法をとっておりますので、住宅に付属する農地として取得する方も1人含まれておるという状況でございます。

3番の目標の達成に向けた活動ということで、活動計画につきましては、新規就農の相談があった場合につきましては、地元の最適化推進委員、農業委員さんのほうをうちのほうもご案内しておまして、できるだけ活用できる農地の紹介を行っていただくと、これは年間を通してだというところで活動計画を立てておりました。実績としましては、当然、ふえてきたわけですから、地元委員さんによる農地の紹介のほか、また、関係団体、いわゆるJAと普及センターとか、農業振興課とかと、新規就農者支援班というのを組織しておりますので、こちらのほうでも新規就農希望とかというのを受けておりますので、こちらの分で上がった分があるのではないかとこのところで掲上させております。

4番の目標及び活動に対する評価ということで、評価につきましては目標面積を超えることができたことは評価できる、同じく活動に対する評価についても農地の担い手がふえることがいいことでございますので、今後も活動を継続すべきであるという内容を掲上させてもらっております。

次に、6ページでございます。

こちらは先ほどミスプリントがありまして訂正していただいところでございますが、遊休農地に関する措置に関する評価というところで、現状の数値については4,340ヘクタール、遊休農地面積206ヘクタールというところとなっております。この分については29年度の実数でございます。

その中で平成30年度の目標及び実績ということで、当初7ヘクタールの解消面積を目標として上げておりましたが、実際4.5ヘクタールという結果となりました。この分につきましてはやはり担い手への取り組みもそうでしょうけれども、やっぱり取り組み者が、推進委員、農業委員さんのほうも協力いただきましたが、この目標を達成しない面積になりましたが、4.5ヘクタールにつきましては実績を上げているところです。

次に、3の2の目標達成に向けた活動ということで、当然、農地利用状況調査を、調査員数、この分については、農業委員さん、推進委員さん合わせた数字でございます。昨年7月、8月で実施しまして、結果の取りまとめ。こちら計画でございますが、一応11月、12月に利用状況調査というところでしておりましたが、こちらは昨年なかなかこういう取り組みができていなかったというところで、活動の実績としましては、調査実施時期につきましては7月、9月、10月、12月という形で変わりませんけれども、利用意向調査の実施につきましては10月から12月でやりました。調査結果の取りまとめも1月から3月まで行ったということですね。こちらは実数でございますが、調査筆数としては3,369筆、調査面積は257ヘクタールということでございます。こちら利用状況調査

につきましては農地法上義務づけられておる条文でございますので、利用状況調査、あわせて利用意向調査につきましては、毎年行う業務となります。

4番の目標及び活動に対する評価ということで、目標に対する評価につきまして、条件不利地が多い、狭い道路であるとか、傾斜地であるとかというところがやっぱり耕作放棄地の特徴かと思いますが、最初の目標としては妥当であると思われる面積ではないかと思っております。対する評価につきましては、再生より耕作放棄地化している傾向があるということで、さらなる対策が必要ではないかと思われるというところで記載させてもらっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

違反転用への適正な対応というところで、こちらは平成29年度末については2.83ヘクタールということで実数を書いております。2番の30年度の実績ですけれども、3.15ヘクタールということで、この分については29年度より増加したという結果となります。この分につきましては農地パトロール、農地対策委員会のほうで是正指導は行いつつも、新たに現地に行って発見したとか、通報によって見たところ、違反転用であったとかという案件でございます。ふえている分もあり、また、是正指導で解消された分も含めましてトータル0.32ヘクタールがふえたという実数でございます。

3番の活動計画・実績及び評価でございます。こちらの活動計画につきましては、記載のとおり、毎月定例の農地対策委員会によりということで、違反指導の是正、早期発見ということで活動を継続してやっております。実績としましては農地対策委員会のほうで呼び出し指導、文書指導を行うほか、早期発見で未然防止、いわゆる停止させた案件もございまして、実績として掲上させてもらっております。

活動に対する評価でございますが、数字上の面積は増加してはいたけれども、発覚をしていない違反も存在すると思われるため、引き続き、早期発見、指導に努めるべきであるというところで内容を記載させてもらっております。なかなか違反転用につきましては、今回もあったんですけど、やっぱり違反を指導したら、何かここもそうじゃないかというところが結構引っ込んだところがあったりして、是正もする件数もふえていく傾向にあるというところで、こういう内容で記載させてもらっております。

8ページでございます。

こちらは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、こちら1番につきましては農地法3条に基づく許可事務ということで、30年度につきましては年間80件あったということでございます。この中で不許可相当とかは特にございませんでした。内容としては、継続審議というのはあったと思いますが、最終的に取り下げということで

不許可相当は出していないという現状でございます。

標準処理期間につきましては、申請時の受付締切が大体月の24、25日でございます。翌月10日の総会ということで15日ということで掲上しております。

2番の農地転用に関する事務ということで、こちらは計上しておりますが、1年間の処理件数については59件ございました。この分についても実績に基づいての数字でございます。この分につきましては本日の総会でもございますが、こういう転用申請案件につきましてはその月の調査部会が現地確認によって議案説明を行って、全員の方に承認を求めるという審議のやり方をやっております。

また、審議結果等につきましても、実施状況ということで総会議事録につきましては、総会議事録作成後、ホームページに毎回分を掲上させてもらっております。

是正措置とかは特にないというところで記載させてもらっております。

次の9ページでございます。

こちらにつきましては、農地所有適格法人からの報告への対応ということで、こちら現在44法人ございます。うち報告書提出がある分が39法人、5法人が督促中だということでございます。こちらにつきましては100%というところが一番望ましいんですけども、昨年よりは回収率は上がっております。昨年がちょっと39法人の19法人とかという現状で、そういうことございますので、一応事務局的にも督促の体制を整えた部分でございまして、残りの5法人につきましては督促し、今月中というところで請求していきたいと思っております。

この下の表の農地所有適格法人の状況についてということで、こちらの農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるためというところがございますが、必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人につきましてはゼロということで記載しております。

ただ、昨年、深江の法人のほうが破産という手続に入ったという情報ないしやりとりをやっている最中にはありますが、この分については必要な措置をとるべき時期ではないため、ゼロということで表記させてもらっております。

次、4番の情報の提供等でございますが、こちらにつきましては、賃借料情報の調査・提供でございます。こちらにつきましては、賃借件数ということで3,439、こちらについては利用権設定の分でございます。ホームページのほうで公表を行っておりますが、この分につきましてはいわゆる詳細といえますか、施設であるとか、露地であるとかの詳細は出ませんが、各校区ごと、各地目ごとで公表をしております。

2段目の農地の権利移動等の状況把握ということで、こちら実数で

すけれども、3,761件ということで、これは利用権以外の件数ということで、ある部分については農地の権利移動ということで所有権移転もそうですけど、貸借権の設定等含めると、3条、4条、5条の案件申請プラス利用権とか、3条申請の解約の件数も含めて、3,761件ということになっております。取りまとめの時期は31年2月の数字でございます。

農地台帳の整備でございますが、5,701ヘクタールでございます。この分につきましてはデータの更新ということで、固定資産税の台帳の情報提供という形で、毎年、年1回、適宜更新させていただいております。是正措置については特になしということで記載させてもらっております。

10ページでございます。

地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容ということでの記載欄でございますが、農地利用最適化等に関する事務としまして要望・意見ということで、ほかの地域と比べ、糸島市は新規就農の希望が多いが、農地を探すのに苦労している。就農の定着や規模拡大ができるよう、農地の紹介支援をいただきたいという要望等がある状況でございます。対処内容としましては、農業委員さん、推進委員に、こういう要望があれば、事務局のほうから直接地元委員のほうにお願いしておるわけでございます。

ただ、新規就農者を主体ということで具体的にどこで何をしたいというところが、農業をしたいんだというところで具体的にどういう作物でというところがお聞きできなかったりするケースがあるので、連絡してくださいということで連絡が行っていない場合があるかもしれません。

次の2行目ですが、農地法等によりその権限に属された事務ということで、この分については糸島市の人口については横ばいでございますけれども、糸島市、新規就農者も含めて移住する部分もありますが、結局、農業を始めるにつかまして、下限面積、糸島市でいえば、50アール、5,000平米が高いハードルになつとるという意見等も過去から出ておりました。これに対して対処内容ということで、昨年12月1日から施行しておりますが、住宅に付属する農地についてというところで、この分については1年間温めた内容で12月1日から施行したという状況でございます。この分につきましては住宅所有者と農地の所有者が一緒である農地につかまして、住宅を売買した場合、管理者がいなくなるために、耕作放棄地解消とか、こういう定住促進のところにつながるようなところで、下限面積5,000平米を特例基準とした内容で1平米まで引き下げたという基準を昨年12月にスタートしたというところで、現在、申請も数件上がってきております。相談に関しては2桁に上るほど上がっておりますので、さらに申請が増加することが見込まれるというところで締めくくっております。

続きまして、その5番の事務実施状況の公表等ということですが、総会の議事録等につきましては、先ほども申したとおり、ホームページで毎回分公表しております。

農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出、この分についてはございませんでした。

3番、活動計画の点検・評価の公表につきましては、こちらはホームページに公表しております。昨年度も5月の総会で審議いただきました分を公表しております。今回もこの評価案につきまして審議を受けましたら、ホームページに公表する計画でございます。

ページを戻っていただきまして1ページでございます。

今のご説明についてが平成30年度の活動の評価というところでございますが、1ページに引き続きまして令和元年度の目標及びその活動に向けた活動計画(案)でございます。

こちらにつきましてはの1番、農業委員会の状況ということで、31年4月1日現在の状況でございます。同じく総農家数、自給的農家数とかにつきましては農業センサス、真ん中の表につきましてもセンサスに基づいた数字でございますので、動きがございません。

認定農業者の数につきましても3月末現在と4月1日現在ということで同様の数字となっております。

次の表の経営耕地面積という面積についても前回と変わりなく記入させてもらっております。

2番の農業委員会の現在の体制というところで、こちらは新制度に基づく農業委員会に該当してきますが、4月1日の改選の数字を書いております。認定農業者が11名、女性が3名、中立委員1名含むと、40代以下1名、中立委員1名ということで19名、定数、実数とも19ということで計上しております。

2ページ目でございます。

担い手への農地の利用集積・集約化というところでございますが、管内の農地面積、これまでの集積面積ということで50.7%というところで、この分についての活動計画としまして、目標としましては2,512ヘクタールということで、こちらは下に書いておりますが、30年度の目標を話しましたけれども、35年度までにその4,325ヘクタールのうちの80%、同じように設定していくという進め方をやっておりますので、この面積を掲上させてもらっております。

次の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、28、29、30年度、こちらについては実数を記載しております。

次の下段の表でございます。

2番、令和元年度の目標及び活動計画というところで、30年度も10ということで、合わせた形で10経営体で5ヘクタールではどうかとい

うところで記載させてもらっております。

最後になりますけれども、3ページでございます。

遊休農地に関する措置ということで、こちらにつきましては現状ありまして、2番目の令和元年度の目標及び活動計画ということで、例年7ヘクタールを目標にやっていたわけですが、国、県の再生事業の補助が今回なくなったこともありまして、また、実数、昨年度が4.5ヘクタールとか、その前も4ヘクタールというところで、実数の維持といったところで4ヘクタールの設定ではどうかというところで記載しております。

違反転用への適正な対応というところでございますが、違反転用面積3.15ヘクタールとありますが、こちらについても課題としまして、是正されたケースもありますけれども、結局、継続して指導という状態が続いておりますので、かなり長期化してきているということが課題として掲上しております。

令和元年度の活動計画ということで、こちらにつきましても毎月の定例農地対策委員会により、違反者の指導を行うほか、早期発見、未然防止ということで回っております。やはりこちらについては住民の方もそんなんですけれども、あの行為はいいとかいなというところで委員さんからも情報をもとに発見することができますので、こちらにつきましては発見した、怪しいと思う分については、事務局のほうまでご連絡いただければ、この農地対策委員会の中で是正指導等、現地確認等を行っていきたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました農業委員会事務の実施状況の公表についてということで、何か質問、意見がありましたら。

5番

ちょっとわからないんですけど、農業委員の中に中立委員とありますが、これはどういった性格なんですか。

事務局

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律という中で農業委員のほうの選出基準があるわけですが、中立委員というのは結局農業者でない方、農業に関する事務を行うけれども、それ以外の職の方を中立委員としまして、農業者以外の委員も必要だという法の取り決めに基づいて中立委員を設けているというところでございます。以上です。

事務局

磯部委員が中立委員でございます。

議長

ほかに何かありましたら。

	(質問、意見なし)
議長	<p>なかったら、採決をとります。</p> <p>農業委員会事務の実施状況等の公表について、これで公表していいと思われる方の挙手をどうぞ。</p>
	(全員挙手)
議長	全員ということになります。
議長	それでは、議案第26号をお願いします。事務局。
事務局	<p>議案書の81ページをお願いいたします。</p> <p>議案第26号「糸島市学校給食地産地消推進会議委員の選出について」、ご審議をお願いいたします。</p> <p>内容につきましてご説明させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、糸島市農力を育む基本計画の地産地消推進計画に基づき、学校給食の地産地消率向上を図るためというところで、これまでは準備段階でございましたので、同じような活動をしておりましたが、糸島市学校給食地産地消推進会議というのが設立となりまして正式に立ち上がりましたので、農業振興課のほうから農業委員会にこの推進会議委員の1名の依頼が来ておりますので、提案させていただくものでございます。</p> <p>任期につきましては2年1期というところで、年6回程度の会議を開催予定ということでございます。ご選任のほうをよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事前に打ち合わせしとったんですけれども、松尾幸子委員を委員として推薦したいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	それでは、松尾幸子委員よろしくをお願いいたします。
事務局	<p>議案のほうにつきましては終了いたしますが、報告案件ということで議案書の後ろに資料等をつけさせていただいております。報告等につきましては議案書の82ページからつけさせてもらっておりますが、3条審議の</p>

中でも出てきました新規就農ヒアリング資料というところで87ページまで、88ページにつきましてもあっせんのに使いましたあっせんのでんまつ届が出ておるといことです。

次に、報告といことで89ページ、90ページにつきまして農地対策A班のほうで現地調査をしておりますので、報告があります。よろしくお願いたします。

2 番

それでは、農地対策A班の報告をいたしたいと思ひます。4月23日に現地の調査をしております。

番号1番の二丈吉井の分ですけど、許可を得ずに農地を造成していたといこと、既に造成は完了しておりました。県の補助金を使ってミカンを植えられておりました。非常にきれいに整備されてお、周辺農地への影響もなく、転用者より再発防止の始末書も提出されているといこと、で問題なしといことです。

2番目の志摩馬場の部分ですけど、これは2,184平米のうち500平米ぐらいが自動車修理工場の駐車場といか、車置き場的な部分として利用されておりました。現在の持ち主に先々どういふうにしたいかとい意向を文書で是正の指導をしたいと思ひておひます。文書で文書指導とい形をとておひます。

続きまして、番号3番の志摩馬場の分ですけど、これは結構広い範囲で碎石と書いてありますけれども、石をとったといふうじゃなくて、真砂土じゃないかなと思ひているんですけど、広い範囲で山と農地と一緒に造成するとい形で砂をとっている状態でございました。これも地権者へ文書を出して文書指導をいたしておひます。文書指導をして意見を聞きたいときは一応本人を呼んで聞き取りをやりたいと思ひておひます。それから、県の農林のほうから違反とい部分がありましたので、県の農林とともに是正指導を行いたいと思ひておひます。

4番目の志摩櫻井の新規就農の方でございます。この方はイチゴはきれいに作付されてあったわけですけど、その畑の上に建物建っておりました。それで、一部は庭のような感じでセカンドハウスの部分といひますか、そこでちょっと休めるような状況で小屋をつくっておりました。それと、ほかにもう一筆の部分は全然手つかずの状態でしたので、これも一応文書を出して指導しておひます。以上です。

事務局

ありがとうございます。

91ページでございます。農政対策委員会の報告をお願いたしたいと思ひます。

3 番

農政対策委員会は4月18日に行いまして、内容について説明をしたい

と思います。

まず、1番の令和元年度の計画については別紙のほうで出しておりますので、見ていただきますように。

それから、今度視察研修を令和元年7月30日に行おうと思っております。

それで、参集内容といたしましては、農業委員が19名、推進委員が8名、内容的には前原が4人と二丈から2人、志摩から2人という29名の形で行いたいと思います。これも予算の関係とかバスの関係がありまして、そういうふうな形にしております。それで、どうしても農業委員さんが欠席される場合は推進委員さんのほうから出席していただくようにと思っております。

それで、視察先は大分県の中津市に行きたいと思っております。これは農地利用の最適化に取り組みをしてありますところでございます。ここに書いているように、農業公社のやまくにというところでございます。

それから、3番目が福岡県農業会議福岡支部研修会があります。これは今回は糸島が当番となっております。それで、日時は8月22日の木曜日にさいとびあで行うようにしております。

まず、講師の内容としましては、制度面ではコンクリ農地、今、ハウスの下にコンクリを張ったごた問題があります。その問題につきまして説明といえますか、九州農政局のほうから説明をしていただきたいと思っております。それと、あと一つは委員会の中では農業面に対しましてはドローンといえますか、あれに対する耕作放棄地の調査等のことが出ました。しかし、皆さんのほうでまだほかに何かよかたがいろいろいっちなかろうかという意見がありましたら、5月24日に農政対策委員会がありますので、それまでのうちにありましたら、出していただきたいと思っております。

これは初めに言いましたように、今回は糸島が当番となっておりますので、当時の司会は中園副委員長のほうにお願いしております。

続きまして、4番目が農業者年金加入推進部長等の選任ですが、これは加入推進部長を副委員長の中園委員と、志摩の関係から松尾委員、これは女性という立場の中でお願いをしております、そして、もう一人は前原のほうから三苦委員。この人たちは年も若いし、ちょうどいっちなかろうかということで選任をしております。

続きまして、5番、推進会議につきましては、本日16時40分からここが終わり次第行いたいと思っております。それで、内容的には推進会議の議長、副議長の承認をとりたいと思っております。そいけん、一応当たっておりますが、前原のほうからは井上委員と二丈のほうからは鬼塚委員、志摩のほうからは水上委員をお願いしようと思っております。

そして、今日の研修の内容につきましては、今から先、推進委員さんが主体となってあっせん事業とかをやらせてもらわにゃいかんということ

で、そのあっせん事業についての内容的な説明とかをしていただきたいと思っております。

それから、年間のそういう研修の内容につきましては、5月と6月は農業者の利用状況の調査をする内容の説明と、10月は利用意向調査がありますので、それを行いたいと思っております。

それから、6番目の委員研修につきましては、推進委員を含めて農業委員さんもみんな一緒ですが、年に4回開催をしたい、5月、6月、10月、12月の4回をしたいと思っております。

それから、7番目の広報委員会、これは農業委員会だよりを出しておりますが、図を描いておりますように、大体表紙と2枚目に「がんばってます」という最後にする、それとるために大体順番どおり前から行っております。これが元年11月に出す分に対しましては、表紙が雷山になっております。それから、「がんばってます」は櫻井と野北になっておりますので、そのときは推薦をお願いしたいと思っております。

あと一つがその他ということですが、3年終わってお別れ旅行をやっているわけですが、推進委員さん全部ということになれば、53名という大所帯になりますので、今回は全部で行くとは近くでバスといたしますかね、みんなで行くようにして、旅行というか、そういう形は推進委員さん一緒にはせんで、やっていきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

最後のページになりますけれども、92ページにつきましては、今年4月の農業経営改善計画の認定者一覧表を添付しております。この分につきましては、再認定ということで今回の議案のように新規認定でございませんで、報告という形で資料として添付いたしております。後でござい読くださればと思っております。

次に、今後の日程につきましてはですが、議案書の1枚めくった目次といたしますか、総会のほうをごらんいただきたいと思っております。

今後の日程でございますが、まず、第4回総会が6月10日月曜日1時半からということで、会場につきましてはこの会場でございます。

あわせて6月10日に16時半予定で農地利用最適化推進会議のほうも計画しております。

第2調査部会につきましては6月3日13時半予定としておりますが、案件次第では早まるかと思っております。一応予定で記載させてもらっております。

右の表に行きまして、農地対策委員会、今度はB班でございます。5月21日の1時半から、ここの半分、11号会議室のほうでやりたいと思っております。

農政対策委員会につきましては5月24日13時半予定ということで、新館4階の3号会議室ということで計画しております。

次ですけれども、山口県周防大島町農業委員会の視察が5月23日に来ます。こちらはちょっと時間が早まりまして13時半予定ということで通知が来ております。この分につきましては事務局と三役のほうで対応したいと考えております。場所のほうについては二丈庁舎の会議室で対応したいと考えております。

最後になりますけれども、全国会長大会ということで5月27、28日、月、火のほうで東京都文京区のほうで会長大会がございます。こちらは会長のほうが出席となります。

今後の予定につきましては以上でございます。

議 長                    その他につきまして何か、全体を通しまして質問等がありましたら。中原委員。

4 番                    作業着とかは……

事務局                作業服に関してはまだ新しく農業委員さんに入られた方と推進委員さんで、今、サイズが全部そろっていない状態なので、それが全部そろい次第、一気に配付するという形に。（発言する者あり）

4 番                    手帳とか……

事務局                確認してまた連絡いたします。済みません。

議 長                    作業着はまだ整っていないということで、申しわけないですけれども……。

事務局                不ぞろいでサイズが合わんということで、早いときは今月で渡せる方もいるけど、6月の終わりぐらいにならんと渡せん方もあるけん、どういうタイミングで渡そうかというとも業者の方が言ってあったんですよ。

4 番                    先月、あっせんの中で推進委員の方と一緒に候補者のところに行ったんですけど、私たちは何もいけんですね。名札を一応事務局のほうから借りては行ったんですけど、名札は回収されたけん、どうなっとうとかなと思うて。

事務局                当面、名札がいい、名札というか、身分証明。（発言する者あり）あれが本当の証明になるんで。済みません。できるだけ急がせますので、申し

わけないですけども。

議 長           ほかに何かありましたら。田中委員。

17番           17番田中です。年度末に農業委員と推進委員を対象にアンケートをとられたと思うんですが、その集計とかがあったものか、検討課題とかがあれば。

議 長           事務局。

事務局          アンケートのほうですね、済みません、もうしばらくお時間いただければと思います。またアンケート結果のほうは報告させていただきます。よろしくお願いします。

17番           わかりました。

2 番           はがきは回収すると。はがきを送ったろう、文書。（発言する者あり）

事務局          意向調査のはがきですかね。

2 番           耕作放棄の分のどうするかという

事務局          今、9割は回収できとって、あと1割がちょっと未回収なので

2 番           自分たちが回収に行かないかんっちゃろう。

事務局          ちょっとこの分も直接連絡して対応させていただきたいと思います。

議 長           ほかにありましたら。なかったら、これで終わりたいと思いますが。事務局。

事務局          閉会の挨拶を平野副会長お願いいたします。

副会長          長い間、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして第3回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和元年5月10日

議長

1番 内野 敏 一

議事録署名人

3番 平野 利 延

4番 中原 誠 也